

平成 11 月 11 月 5 日

各 位

上 場 会 社 名	タ カ ノ 株 式 会 社
本 店 所 在 地	長 野 県 上 伊 那 郡 宮 田 村 137
代 表 者 の 役 職 氏 名	代 表 取 締 役 社 長 鷹 野 準
コ ー ド 番 号	7885 ( 東 証 第 2 部 )
決 算 期	3 月 31 日
問 い 合 わ せ 先	取 締 役 企 画 室 長 野 溝 郁 文
T E L	0265-85-3150

## 株主優待制度の一部変更に関するお知らせ

本年より、中間配当を実施していない会社につきましても財団法人証券保管振替機構より中間実質株主名簿の報告が実施されることとなりました。それにともない、株主優待制度を下記の通り一部変更することを平成 11 年 11 月 5 日開催の当社取締役会において決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

下線が変更部分

1. 株主優待の方法 毎年 9 月 30 日現在の株主に対し、長野県にちなんだ特産品もしくは当社オリジナルの品を年 1 回、以下の基準により贈呈いたします。
- (1) 贈呈の基準 所有株式数 1,000 株以上の株主に対しては長野県にちなんだ特産品を選定し 1 セット (市価 3 千円から 5 千円相当の品物) を、所有株式 100 株以上 1,000 株未満の株主に対しては当社オリジナルの品 1 セット (市価千円相当の品) を贈呈いたします。
- (2) 贈呈の時期 その年の贈呈品により発送時期が異なりますが、11 月初旬から 12 月初旬頃にかけて、適時に郵送等にてお届けいたします。
2. 実施開始時期 平成 12 年 9 月 30 日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載された株主より変更実施いたします。なお、平成 11 年 3 月 31 日現在株主名簿及び実質株主名簿に記載された株主につきましても従来と同様の優待を行い、平成 12 年 (平成 13 年 3 月期) より中間期の名簿をもって優待の割当を行います。

以 上

<ご参考>

スケジュール新旧対照表

従 来		変 更 後	
日程	内容	日程	内容
平成 11 年 3 月 31 日	配当及び株主優待割当基準日	平成 11 年 3 月 31 日	配当及び株主優待割当基準日
平成 11 年 9 月 30 日		平成 11 年 9 月 30 日	
平成 11 年 11 月末頃	株主優待品送付	平成 11 年 11 月末頃	株主優待品送付
平成 12 年 3 月 31 日	配当及び株主優待割当基準日	平成 12 年 3 月 31 日	配当割当基準日
平成 12 年 9 月 30 日		平成 12 年 9 月 30 日	株主優待割当基準日
平成 12 年 11 月末頃	株主優待品送付	平成 12 年 11 月末頃	株主優待品送付
平成 13 年 3 月 31 日	配当及び株主優待割当基準日	平成 13 年 3 月 31 日	配当割当基準日